

Saya-Jyuku and Saya Road in the Edo Period

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/5268

江戸期の東海道佐屋路と佐屋宿（前編）

梶川 勇 作

1. 佐屋路の成立

江戸期の佐屋路は特異な街道であった。江戸期における全国の主要道路は、幕府体制からみると、幕府道中奉行が直接支配した五街道およびその付属街道と勘定奉行の管轄下にあった主要脇街道とに二大別される。¹⁾ 前者が幕府直轄であるのに対して、後者は、幕府の権力行使が間接的で、藩権力を媒介としてのみ実行性をもったから、実際には各々の藩に支配された。佐屋路は、五街道の筆頭である東海道に付属する迂回路であり、幕府道中奉行の支配下にあった。しかし、その6里の陸路はすべて尾張藩領であり、佐屋湊は熱田とならび海からの重要な入口となったから、実際の宿駅運営には尾張藩が関与するところが多かったのである。

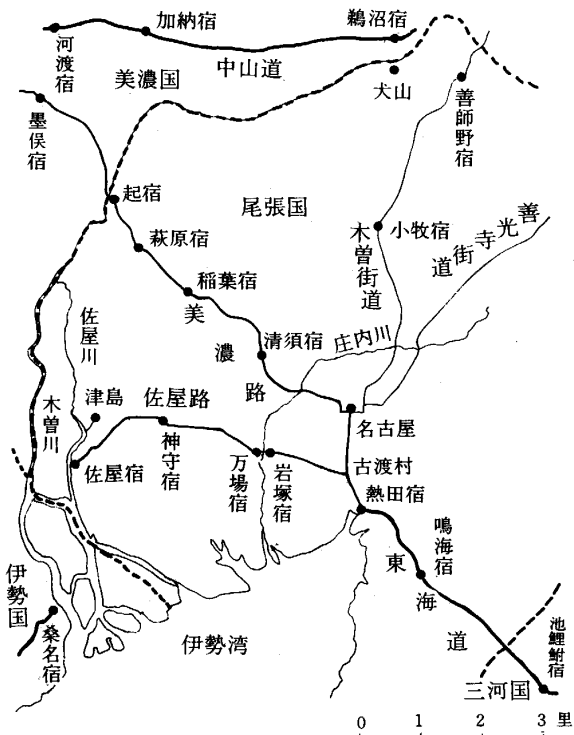
尾張藩領には、東海道と佐屋路のほかに、主要道路として、名古屋と中山道を結ぶ美濃路、木曾街道、善光寺街道があった(第1図)。²⁾ 美濃路は東海道の熱田宿で分かれ、名古屋・稲葉・起など7宿を経て中山道垂井宿に達する道であり、「五街道並」、幕府直轄であった点では佐屋路と同じである。ただし、美濃路は迂回路ではなく、江戸・京都間はこれを経由するほうが、本街道より距離が短いのである。

木曾街道は上街道・小牧街道・本街道とも呼ばれ、名古屋から味鋺・小牧・楽田・善師野を通り、中山道伏見宿に至る。これは藩営街道、「御自分街道」であり、寛永11年(1634)小牧と善師野に宿駅を置き、藩主の江戸往来はもちろん、公務の旅行はこれを通らせた。尾張藩の直轄である点で、幕府直接支配の佐屋路とは対照的な街道である。

善光寺街道(下街道とも呼ぶ)は名古屋から勝川・

坂下・内津を経て美濃に入り、中山道大井宿に至る。これは公設の街道ではないから、伝馬の宿駅も助郷もないが、信濃・江戸などとの往来には木曾街道を通るよりも約4里近いから交通量も少なくなかった。藩は藩営の木曾街道を保護するために、善光寺街道の通行・商品流通を様々に制限している。³⁾ この街道は、幕府直轄の佐屋路とは全く異なって、主に庶民が利用する道であった。この種の道路は、交通量に差があるにしても、藩領内にいくつもあった。

佐屋路は東海道付属の迂回路である。東海道に伝馬宿駅制が実施されたのは、関ヶ原の合戦の翌年、慶長6年(1601)であり、53次の宿駅設置もその年以降、寛永10年(1633)の吉原宿設立をもって終わる。東海道の熱田(宮)宿と桑名宿の間は、海路を

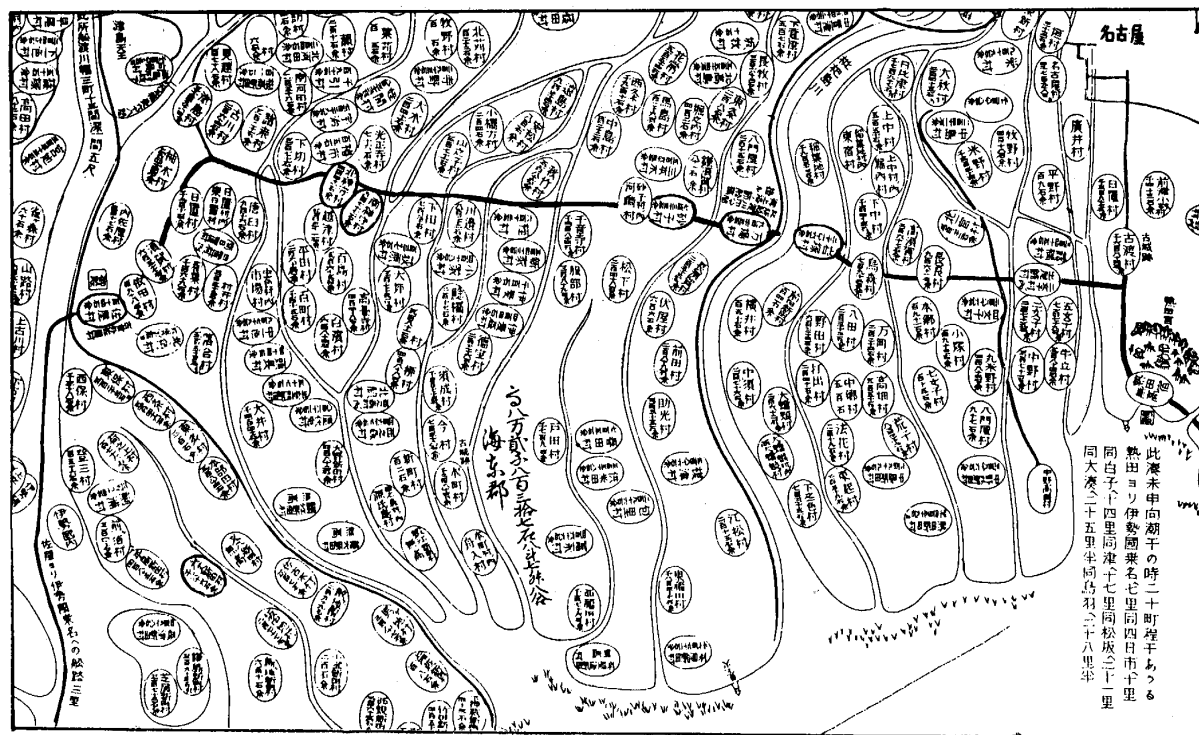


第1図 尾張の主要街道

注：海岸線は幕末のもの

通称「七里の渡し」で通行することになった。五街道で唯一の渡海である。熱田からの渡船は鎌倉・室町時代から行われたらしいが、「七里の渡し」の始まりは元和2年(1616)であった。この通称は、桑名までの満潮時の陸地沿い航路が約7里(27km)であったことに由来するが、干潮時の沖廻り航路は10里

(39km)ほどにもなった。ちなみに、やがて伊勢湾頭の砂洲の拡大と海面干拓新田の前進は航路を沖合いへ押しやることになる。またの名を「間遠^{まどう}の渡し」と称した熱田からの渡海をさけて、佐屋路はそこから陸路で岩塚・万場・神守の3宿を経て、佐屋湊から川船で桑名に至るものである(第2図)。陸路の



第2図 佐屋路の経路と村々

元禄14年(1701)「尾張国絵図」(注⑨付録)の一部分

6里と水路3里の計9里の道程であった。佐屋路は、寛永11年(1634)将軍家光が上洛した時に、佐屋宿と万場宿が設置されたのを始まりとする。岩塚宿と神守宿は後につけ加えられた宿駅である。

家光は3回上洛している。寛永11年は3回目の上洛であった。上りは名古屋から美濃路を通ったが、帰路は桑名から佐屋へ渡海した。この時、津島を通る可能性もあった。すなわち、「此節…大かた津島御茶屋へ御成之積ニ而尾州名古屋御老中寺尾土佐守御取賄ニ而津島御茶屋ニ而御料理等御拵有之処、此節桑名に御道筋へ船頭平ニ船橋か、り早尾村ニも船橋懸申候由、折節地めぐり程之大風ニ而候へ、将軍様何方へ成共近キ所へ御船着御休被為遊度との御事ニ而俄ニ佐屋江被為入候」と⁴⁾佐屋本陣・加藤家の

覚書「あらい旧記」によると、佐屋宿設置以前は「往還多くは、津島に船に乗、桑名江之往来有之由、其外佐屋・立田辺も桑名江渡海之往来も有之、未タ佐屋宿に定なきゆへ、所々より往還越し有ると見へたり」(注④)15頁という。佐屋よりも津島の方が川湊として古く、重要であった。津島は津島神社(牛頭天王)の門前町として栄え、平安末期には天王川と佐屋川によって桑名との船運が通じていた。文禄2年(1593)、津島一帯を領有していた美濃高須城主・徳永法印は「津島湊に船役四十四人申付、持高諸役免許」して、船会所を設けている。しかし、「寛永十一甲戌年…佐屋駅御取立ありて、其後津島は漸々と旅行薄く」なって、寛文6年(1666)に藩は津島湊を廃止し、延宝7年(1679)には津島の本陣も閉

鎖した⁵⁾ともあれ、桑名との水運をめぐって佐屋と津島は永く抗争するのである。

なぜ津島でなく、佐屋が宿駅・湊として公認されたのであろうか。佐屋路の経路は、熱田から津島村追分までは従来の津島への道をほぼ踏襲しており、佐屋より津島までの方が陸路は短い、桑名までの川船航路がおよそ1里ほど長くなることから、津島をさけた第一の理由であろう。また、津島村には石高1,300石もの津島神社領⁶⁾があったことも尾張藩が津島をさけた理由であるかも知れない。ちなみに、尾張藩は天明の改革により領内の要所に「^{ところわけ}所付代官」を配置した際にも、津島を選ばずに、この一帯では佐屋（海東郡）と鵜多須（海西郡）に代官所を設け、津島村を佐屋代官の支配下にしている。しかし、津島が宿駅にならなかった最も重要な理由は、津島湊が河川の土砂堆積により浅くなっていたことであろう。そして、それと同じ状態が佐屋湊にもやがておとずれることになるが、それについては後編で述べる。

宿駅設置以前に、佐屋も渡船場であり、元和2年（1616）に御殿が建てられたともいう（注(5)358頁）。しかし、これは寛永11年（1634）までは御茶屋であったらしい。初代藩主・義直の時、「海西郡立田新田之内に鵜山新田と申所御座候。其節右之場所に鵜多く居申候に付、折々御鷹に御出被為遊候節、佐屋之儀、名古屋表之御道筋之由、依之御弁当杯被召上、暫御休息被為遊候為メ之小き御茶屋御座候」（注(4)1頁）とあり、「寛永十一甲戌秋將軍大猷院様御下向之節佐屋御茶屋へ御成被為遊候。此節右御殿と右御茶屋を唱申候よし」であった（注(4)293頁）。

佐屋は、宿駅設定以前は独立の村ではなく、後に内佐屋村とよばれる村の枝郷で、小集落にすぎなかった。それゆえ、宿場住民を誘致したであろう。「佐屋へ所々より越住宅初之事。岩間氏…津島よりとも云、加藤氏…落合村より越、山田氏…東保村より越、黒宮氏…山地より越、佐藤氏…萩原辺より越、此外有之候得共、慥に不知故略之⁷⁾」という（注(4)18頁）。また、佐屋村

だけでは伝馬役を負担できないので、北隣の須賀村と依田村を佐屋の「^{かしゆく}加宿⁸⁾」とし、3ヵ村をもって佐屋宿とし、さらに、後に佐屋湊船手番の助成のため海西郡六条新田を開発し、それを宿高に加えたのである⁹⁾。

熱田から佐屋までの陸路は6里であった。宿場間の距離は、東海道の平均が2里12町（9.2km）、山道の多い中山道では1里32町（7.4km）である。それゆえ熱田・佐屋間の6里は宿の間隔としては長すぎる。この間に宿駅が必要であったため、佐屋宿と同時に万場宿が置かれた。万場は庄内川の西岸にあり、熱田から2里半、佐屋まで3里半の位置にある。熱田・佐屋の道法6里の真中は千音寺村に当たるが、万場が中間の宿駅となったのは、陸路のうち庄内川のみは渡船が必要であり、その渡し船が以前より万場村にあったからであろう。慶長13年（1608）の尾張一国検地（備前検地）の時、万場村の渡し船頭給として田畑3町4反（高22石）の無税地を与えることが確認されている。この「船頭給の由来は、昔時佐屋路駅程にならざる以前は津島への往来道ありて、万場川に渡船一艘・船頭一人あり…先年の川通り荒野なるを船頭ども開墾してひかへ来ると也、…後には右給高百姓の控になり、其高にて取米十二石船頭共へ配当し、一人給分として二石づつつかはす」という（注(5)9頁）。

万場は元高913石の村であったが、一村だけでは宿駅として不十分であったらしく、北隣の砂子村（元高730石）が加宿とされた¹⁰⁾しかし、それは短期間で終わる。寛永13年（1636）に庄内川東岸の岩塚が新しく宿駅となり、代わりに砂子村の伝馬役はなくなったからである。「岩塚宿御伝馬所に成候は、万場より後三年目、寛永十三子年被仰付、郷より町並え引越之百姓之普請入用として知多郡山より松木二千七百本、并御金貳百五拾両被下置候、…但、岩塚御伝馬宿に成候節より、上十五日万場、下十五日岩塚と相分り、高札も其節より両所に相立候¹¹⁾とあるよ

うに、岩塚と万場は庄内川をはさんで半里ほどの距離しかないので、2ヵ所で一宿分の役割を果たした。岩塚宿設置のための引越料を尾張藩が与えていることは、佐屋路の整備がすべて尾張藩によって行われたことを意味する。

佐屋から万場までは3里半、岩塚までは4里もあるので、「道遠、人馬継兼候故、三宿より名古屋へ御訴訟申上」(注(11)208頁)、正保4年(1647)に佐屋と万場とのちょうど中間に神守宿が設けられた。この宿駅は、藩政上は南神守村と北神守村であり、北神守の集落を宿場設置のために移転させた。その引越料として藩から米148石と松木4,290本が岩塚宿と同様に支給されている。神守宿は佐屋路で最後に設けられたが、典型的な伝馬宿駅である。なぜならば、佐屋は陸路と水路の接点であり、万場と岩塚は1ヵ月の半々を交替で勤めた点において、それぞれ特異性があったからである。

前述の尾張藩内の主要道路も佐屋路と同じ頃に成立している。美濃路の伝馬制は元和2年(1616)に実施され、同9年(1623)家光は第一回目の上洛に美濃路を通行しているが、その際に「起川船橋之綱切レ候付、道奉行河野庄助・坂井分助追而改易被仰

付」という(注(4)287頁)。船橋は藩奉行の責任であったことが知れる。この年、藩主義直は御付家老成瀬隼人正(犬山城主)に命じて、小牧村の町場を小牧山の南麓から東麓の原へ移転させているが、木曾街道の小牧・善師野両宿が設置されたのは佐屋路と同じ寛永11年(1634)であった。¹²⁾善光寺街道には伝馬宿駅制度がなかったから、成立の時期を特定したいが、藩は寛永14年(1637)に春日井郡の和泉・一色両村(坂下と呼ぶ)の町並を建てさせ、地子を免除しており、正保元年(1644)には坂下御殿を設置している。¹³⁾要するに、慶長6年(1601)から寛永年間までに尾張の主要街道も整備されたといえよう。

2. 佐屋路の4宿

佐屋路は、佐屋・神守・万場・岩塚の4宿であったが、その伝馬役に当たった村は8ヵ村である。既述のように、万場・岩塚両宿は各々一村からなるが、半月交代で勤めた。神守宿は南神守・北神守両村からなる。佐屋宿の伝馬役は佐屋・須賀・依田・六条新田の4ヵ村が負担した。8ヵ村の規模をみると(第1表)、岩塚村が最大であり、依田はきわめて小さい村であった。ただし、村高では佐屋村が最少である。

第1表 伝馬役の8ヵ村

		佐屋村	六条新田	依田村	須賀村	北神守村	南神守村	万場村	岩塚村
寛文年間	戸数(戸)	103	57	20	54	38	70	128	160
	人口(人)	441	233	92	302	221	414	625	846
	馬数(匹)	25	15	5	21	15	26	34	45
文政年間	戸数(戸)	179	86	11	73	44	116	172	206
	人口(人)	726	?	54	299	189	462	721	838
	馬数(匹)	17	?	3	20	11	22	23	27
	田畑面積(町)	13.4	98.4	12.3	42.3	34.8	81.6	84.8	167.7
	村高(石)	107.1	1,430.9	122.5	951.2	696.4	1,329.9	1,038.9	2,408.4
	一戸当たり石高(石/戸)	0.6	16.6	11.1	13.0	15.8	11.5	6.0	11.7
	一反当たり石高(斗/反)	8.0	14.5	9.9	22.5	20.0	16.3	12.2	14.4

「寛文村々覚書」・「尾張御行記」(注(5)・(14)・(20)・(27))による。

この一帯、例えば海東郡における文政年間の153ヵ村の平均規模は、戸数95戸、村高810石であったが、これを超えていたのは、岩塚・万場・南神守である。佐屋宿の4ヵ村の各々は小さいのである。4ヵ村の村高を合わせても、岩塚の村高に及ばない。戸数と

村高の相対的關係は一戸当たり石高で表現できる。それは、佐屋村で極端に小さく(6斗)、六条新田と北神守村では15石をこえている。また耕地の生産性を田畑一反歩当たりの石高で表すならば、それは佐屋村では低く、須賀村と北神守村では20斗以上であ

あった。すなわち、農耕地の条件は、佐屋村で最も貧弱であり、北神守村では恵まれていた。それで北神守村では、「高に準じては戸口少く、佃力不足が故に隣村、越津・椿市・大木・光正寺・乙ノ子・小橋方・百島村あたりへ田畝を掙る」(小作させる)という(注(5)333頁)。他方、佐屋村の住民が六条新田を開発したのは、自村に耕地が少なかったからである。

六条新田は、佐屋の南東およそ1里半に寛永16年(1639)佐屋村孫兵衛らにより開墾され、最初の検地は寛永19年(1642)であり、これが当初、佐屋新田と言われた六条元新田である。その後、この新田の近くにもっと広大な佐屋附六条新田が開墾され、慶安3年(1650)に初検地が行われた。両新田の追

加的開発も寛文9年(1669)までに完了し、両新田合わせて高1,431石の新田村が成立した。六条新田は「佐屋村より永々支配」され、¹⁴⁾佐屋宿駅の伝馬役高となり、明治初年まで佐屋の庄屋が六条新田庄屋を兼ねたのである。六条新田は佐屋宿番方船役人63人に藩から与えられた。¹⁵⁾しかし、元文3年(1738)の書上(注(4)10頁)によると、「其已後段々と舟役人共困窮仕外之者売払、当時番方船役人之内、右田地控居り候者ハ無御座候」と。おそらく佐屋宿関係の豪農層の手に入ったのであろう(注(9)559頁)。

この六条新田の高と佐屋・須賀¹⁶⁾・依田3ヵ村の高との合計2,612石が第2表の「今概高」である。これは尾張藩の「内輪宿高」である。その下の行の「宿

第2表 佐屋路の宿場(安永年間)

		佐屋宿	神守宿	万場宿	岩塚宿	熱田宿	清須宿
今概高(石)	宿高(〃)	2,612	2,026	1,017	2,408		2,975
		2,037	1,419	914	2,067	(4,379)	1,178
助郷高(〃)		13,644	14,667	6,109	5,427	15,505	13,283
助郷村数(ヵ村)		16	27	14	4	20	20
新伝馬	総数(匹)	70	80	40	40	110	50
	宿持(〃)	14	17	12	12	—	20
	寄付村持(〃)	56	63	28	28	110	30
同一匹当たり飼料	宿持(金)	3両・銀2分	3両1分・10匁6分	3両1分・10匁6分	3両1分・10匁6分	—	2両2分・13匁6分
	寄付村持(〃)	3両・銀8匁6分	3両2分・3匁2分	3両2分・3匁2分	3両2分・3匁2分	3両1分・1匁6分	2両3分・6匁2分
新伝馬飼料計(〃)		217両・銀8匁4分	282両・6匁8分	140両2分・6匁8分	140両2分・6匁8分	360両1分・11匁	140両・8匁
定人足(人)		6,510	6,511.6	3,486.6	3,486.6	9,098.3	3,000
同代金(金)		65両・6匁	65両・7匁	34両3分・7匁	34両3分・7匁	90両3分・14匁	27両2分・3匁
地子代米(石)	帳付給(金)	10	10	10	10	20	—
		7両	7両	6両	6両	3両	7両
御継飛脚米(石)	問屋給(〃)	27.55	21.75	12.325	12.325	40.095	5.165
		7	7	3.5	3.5	7	—

「地方古義」(注(11))による。参考のため、東海道熱田宿と美濃路清須宿をあげた。熱田宿は神社領であるから、宿高はない。()書きは神社領の高。今概高がないことについては注(17)参照。

高」は幕府への届け高であり、尾張藩で「元高」と呼ぶものである。四宿とも「今概高」(内高)よりも幕府届出の「宿高」(表高)は少ない。ことに神守宿では宿高は今概高の7割にすぎない。このような差は、尾張藩の正保2年(1645)の「四ッ概し」と新田開発から生まれた。新田が全く開かれなかった神

守宿を例にとり、「四ッ概し」を説明しよう。慶長13年(1608)の検地によって、南神守村の田畑81町6反歩は村高978石、北神守村の田畑34町9反歩は村高442石とされた。当初、藩はどの村についても村高の6割を年貢として徴収する原則であったが、やがて村によって年貢率がまちまちとなり、とくに藩士

に知行地を給する場合に不公平が生じてきた。そこで藩は寛永11年(1634)から10年間の各村の平均年貢高を調査する。それは南神守村では532石、北神守村では279石であった。そして正保2年に藩はこれらの年貢高が村高の4割になるように、つまり年貢高の2.5倍に、村高を改定したのである。改定後の村高を概高、改定前のそれを元高という¹⁷⁾。概高では南神守村は1,330石、北神守村は696石、両村合わせて2,026石となった。これが第2表の「今概高」であり、改定前の元高計1,419石がその下行の幕府への届高「宿高」である。宿場の高にとどまらず、尾張藩は幕府に対しては元高を使い、藩内では以後、概高をすべてに適用した。第3表は、天保14年(1843)に

江戸期の宿駅の第一の任務は、公用通行の人馬継立つまり伝馬役である。寛永15年(1638)に幕府は東海道の宿駅には100人・100匹、中山道の宿駅には50人・50匹の定置人馬を定めた。佐屋路の各宿は成立当初、尾張藩の命により42人・42匹を常備することになっていた。あるいは慶安4年(1651)の書上では「万場・岩塚にて馬八十疋、村々寄馬百十三疋、佐屋・神守四十二疋づつ、寄馬百五十八疋づつ、人足の御定は無之、人足多く入申時は、寄馬之内一疋を人足三人に直し遣申候」(注(11)208頁)ともいう。佐屋路には「寛永年中は公義も何等之御手当品無之、寛文六年も道中奉行衆御支配に相成申候」(注(4)31頁)であったから、寛文6年(1666)までは尾張藩

第3表 佐屋路の宿場(天保年間)

		桑 名 宿	佐 屋 宿	神 守 宿	万 場 宿	岩 塚 宿	熱 田 宿
宿 高 (石)		1,348	2,037	1,419	914	2,067	4,379
宿内町並(町・間)		26町	3町30間	7町51間	6町	4町9間	38町12間
人 口 (人)		8,848	1,260	812	672	1,038	10,342
総 戸 数 (軒)		2,544	290	184	160	212	2,924
本 陣 (〃)		2	2	1	1	1	2
脇 本 陣 (〃)		4	2	—	—	—	1
旅 籠 屋 (〃)		120	31	12	10	7	248
宿 役 人 数	問 屋(人)	3	2	3	1	2	7
	年 寄(〃)	5	8	2	3	2	5
	帳 付(〃)	3	2	2	2	4	8
	馬 指(〃)	4	} 3	2	3	2	3
	人足指(〃)	2		3	3	2	6
	その他(〃)	6		4	4	0	4
	合 計(〃)		23	19	16	12	16

「佐屋路宿村大概帳(天保14年調)」(注(4)49—122頁)による。参考のため熱田宿・桑名宿をあげた。

幕府道中奉行の名において調査された「佐屋路宿村大概帳」に基づいているから、各々の宿高は元高である。また各村内の切添新田の高は幕府への届け出の宿高に含まれていない。

第3表によれば、宿高は佐屋と岩塚が多いが、人口・戸数では佐屋が岩塚よりかなり上回っている。神守宿より万場宿は小さい。しかし、万場と岩塚は半月交替制であるから、両宿を合算するならば、佐屋宿をかなり上回ることになる。

の定めた伝馬制であった

ようだ。寛文6年、「佐屋路江戸へ罷下候節、宿馬一宿に四十二疋づつと道中奉行衆え相答」えてい(注(11)208頁)。しかし、この年に幕府は佐屋路にも中山道と同じ50人・50匹の常備人馬を命じたようである。延宝3年(1675)幕府役人が来た時、馬50匹、片道25匹を揃えるよう命じ、8匹不足してい

るなら42匹、人足も42人と書けと指示された(注(5)330頁)。寛文年間の各宿内の飼育馬数は、佐屋66匹、神守41匹、万場34匹、岩塚45匹であった(第1表)。

佐屋路に限らず、尾張藩内の伝馬宿では定められた人馬数に不足していたらしい。そこで藩は宿駅助成のために天和2年(1682)伝馬銀という高掛物を新設し、宿駅関係以外の村から高100石につき銀70匁を徴収し始めた¹⁸⁾。その藩全体の金額は約9千両に及んだ¹⁹⁾。これにより藩内の宿駅の人馬を補充する「新

伝馬」と「定人足」を設定した。佐屋路4宿の新伝馬数の定めは第2表に示した。万場と岩塚は同じであるが、他は差異がある。佐屋が神守より少ないのは、伝馬継立が片道(下り)だけであるからだろう。新伝馬は宿持と寄付(助郷)村持に分けられるが、どの宿駅でも寄付村持のほうが多い。とくに佐屋では宿持の4倍である。ただし、どの宿駅も「馬つかひ方は通り衆無差別宿馬新馬を以てつとめ、不足の時は寄附村々新馬并加馬を願ふ」ものであった(注(5)331頁)。当初、新伝馬一匹に対して藩が与えた飼料は、佐屋宿が5両1分2朱、他の3宿では5両3分である。ちなみに、東海道の熱田宿は5両、鳴海宿は7両2分、美濃路の清須宿が5両2分であり、木曾街道小牧宿はわずか金3分銀9匁にすぎなかった。このように宿駅ごとに差をつけた理由はよく分からない。元文元年(1736)この飼料は4割ほど切り下げられた。その金額は第2表に示したように、従来通り佐屋が他の3宿よりも少ないが、従前と異なる点は寄付村持の飼料が宿持馬より少々高くなっていることだ。こうして佐屋路4宿の新伝馬230匹に支給される飼料は金780両1分余となったが、さらに享和元年(1801)に2割の減額となる。

新伝馬と同時に「定人足」数が定められた。「此人足つかひ方は二条・大坂御在番并御加番諸大名衆・御用通衆共に、定人足宿人足を以て常々勤之」(注(5)331-2頁)である。年間の人足数が各宿ごとに決められ、人足1人当たり銀6分が藩から人足代として支給されたが、第2表の定人足数は、新伝馬の飼料減額と同じ元文元年(1736)に減員された人数である。万場と岩塚が同数であるのは半月交替であったからだ。各々に川人足が7%ほど含まれる。佐屋と神守はほぼ同じであった。佐屋路4宿の定人足数は美濃路清須宿を上回っている(しかも、清須宿では人足1人銀5分5厘1毛である)。4宿に金200両が支払われた。

藩が天和2年(1682)から下付したものに帳付給

がある。岩塚および万場の場合は、当初1両であったが、元禄11年(1698)より「日帳付を立、給金二両二分になりしが、万場・岩塚は川越立合相勤るゆえ、少給にては勤る者無之、度々因願、宝永元申年より」5両となった(第2表)。佐屋および神守は当初、新伝馬帳付1人に2両が給せられ、元禄11年(1698)からは人馬日帳付1人分に5両が与えられ、計7両となった。帳付とは問屋場下役の一つで、毎日問屋場に出勤して、人馬の出入を記帳する書記である。藩から下付された帳付給は宿駅への助成金であって、そのまま帳付の者に給与されたわけではない。こうして、第2表のように、安永年間においては、新伝馬飼料と定人足代、帳付給を合わせて、佐屋路4宿には藩から金1,006両が与えられていた。

江戸期には一般に宿駅内の屋敷の地子銭は免除されていた。伝馬役負担に対する一つの補償である。しかし、熱田宿と佐屋路・美濃路には地子免除がなかった。熱田宿は熱田神宮領であるからだろうが、佐屋路・美濃路については理由が明らかでない。尾張藩内は免除しないという方針があったわけではない。鳴海宿²⁰⁾や小牧宿²¹⁾には地子免除があった。享保9年(1724)幕府役人が東海道と佐屋路などを巡見した際、「佐屋路は五十疋・五十人之筭候処、令不足候由不埒候、二三年之内に可持揃旨」(注(11)208頁)命ぜられた。²²⁾その代わり、翌10年(1725)から地子代米(地子免除のない補償)として、熱田宿へ20石、佐屋路4宿へは各々10石が下付されることとなった。しかし、美濃路には地子代米は支給されなかった。地子代米は毎春、美濃笠松代官所で請取り、各宿で高に応じて住民に分配された。

それ以前から幕府より給付されたのは、御継飛脚米と問屋給米であった。御継飛脚米は東海道の各宿へは寛永10年(1633)から下付されていたが、佐屋路の宿駅設置後は、熱田宿の飛脚米40石9升5合のうちから、尾張藩の指図により、一宿に6石9斗6升1合ずつ配当されていた(注(20)269頁)。しかし、

正徳5年(1715)以降は直接に給与されることになった。その給米は第2表に示したように合の単位まで決められており、宿により差があった。佐屋路4宿は美濃路清須宿のそれより多い。同じ正徳5年(1715)から問屋給も支給が始まった(東海道は寛文5年から)。これは1宿7石であり、岩塚と万場は半月交替であるから3石5斗ずつであった。岩塚と万場では御継飛脚米も問屋給米も宿内の高に割符している。神守の問屋給も同様であるが、御継飛脚米は宿方町役77名に分配された。佐屋宿では両方とも「六分通り船手、四分通り陸手、佐屋・須賀・依田三ヶ村高へ割符」している(注(5)357頁)。要するに、この下付米も宿助成のための給付であって、当事者(飛脚・問屋)に渡される給料でなかったのは、藩からの帳付給と同様である。

尾張藩では伝馬宿駅の村については、堤銀と前述の伝馬銀を免除した。堤銀²³⁾は寛文8年(1668)以降は概高100石につき銀80匁、天和2年(1682)創設の伝馬銀は概高100石当たり銀70匁が徴収される定めであったから、佐屋路4宿(概高合計8,063石)では金200両ほどが免税されていたのである。

宿駅には宿役人がいた。狭義の宿役人は問屋と年寄であるが、これらの下に問屋場下役とよばれる帳付・馬指・人足指などがいて、人馬継立の実務を分担した。第3表に天保14年(1843)の宿役人の数を示した。これらは、各村の地方三役(庄屋・組頭・頭百姓)が尾張藩代官に支配されるのに対し、幕府道中奉行の管轄下にあった。各役は複数いるので通常は交替で勤めた。例えば、神守宿には中町と上町の2ヵ所に問屋場があり、「半月代り相立、問屋壱人・年寄壱人・帳付壱人・馬指壱人・人足遣壱人・肝煎壱人日々相詰、且重き通行有之節は宿役人一同罷出取扱来」である(注(4)69頁)。なお、佐屋の船会所とその役人については後編で述べる。

文政5年(1822)脱稿の「尾張徇行記」によると、宿役人らの給与は次のようであった(岩塚について

は記載がない)。

万場宿、「問屋給米七石、庄屋給米七石五斗・年寄兼役、組頭五人給米五石・問屋場兼役、馬差二人給米三石、定使給金三分、人足遣役二人給金一両三分、是古来の極なり」(注(5)10頁)。

神守宿、「問屋兩人給米十二石・給金四両、年寄兩人給米八石、帳付兩人給金二両二分二朱、組頭四人給米五石・給金一両一分、是はいつでも村方より受取、馬指二人給米五石・給金二両三分、人足仕三人給金三両三分、是はいつでも宿高より受取」(注(5)332頁)。

佐屋宿、「問屋給分七石五斗年々船手陸手宿高の内より出す、…問屋五左衛門給分金三両一分は、正徳五末年御継飛脚米・問屋給米被下しより役料の足として宿高の内より割符す。問屋勘左衛門給米八石は年々須賀村高の内より庄屋に請取。年寄孫兵衛給米六石先年より年々佐屋村高の内より庄屋給に請取。年寄源右衛門給米二石先年より年々依田村高の内より庄屋給に請取。肝煎給米三人二分二石づつは佐屋村高の内より、二人分給米一石五斗づつは須賀村高の内より、一人分給米七斗は依田村高の内よりそれぞれ与頭給に請取。馬指三人給金六両年々村高の内より受取」(注(5)357-8頁)。

江戸期の宿駅の第2の機能は休泊機能である。それには、幕府役人や参勤交代の大名等の御用宿としての本陣と一般庶民や公用でない武士などを宿泊させる旅籠屋とがある。脇本陣はこの両者の性格を併有したもので、諸侯等の休泊を本陣に代替して勤めたが、平常は旅籠屋として営業した。佐屋路では佐屋宿以外には脇本陣がなかった(第3表)。佐屋宿の脇本陣は上町の越川屋(敷地242坪、建坪107坪)と中町の某家(敷地267坪、112坪、正式には脇本陣格)であった。佐屋の本陣は中町の加藤家(敷地365坪、建坪180坪)と岩間家(敷地534坪、建坪126坪)であり、脇本陣より規模が大きい。他の3宿の本陣の建坪は、神守が137坪、万場が131坪、岩塚が103坪であった(注(4)49-79, 553頁)。旅籠屋軒数は佐屋宿が

他の3宿の合計を上回っている²⁴⁾うえに、他の宿の旅籠がすべて「小」であるのに対し、佐屋では「大」が3軒、「中」が13軒、「小」は15軒であった(注(4)49-79頁)。

宿駅の人馬継立の料金には、大別して、無賃銭と公定賃銭、^{あいたい}相対賃銭の3種類があった。將軍の朱印状や幕府奉行らの証文により許可された一定数の人馬の継立は無賃であった。一般の公用通行で、幕府

役人に許可された人馬数には幕府公定の賃銭、「御定賃銭」が適用される。たとえば参勤交代の大名は、その石高に応じて一定数の人馬を御定賃銭で使役した。御定賃銭を認められた人馬を超過した分は相対賃銭によった。これは御定賃金のおよそ2倍である。

御定賃銭は、正徳元年(1711)の規定がその後の基準となったので、これを「元賃銭」と呼ぶ。第4表が佐屋路の元賃銭である。これによると、本馬(荷

第4表 佐屋路の元賃銭 (正徳元年定め) 単位: 銭・文

(1) 陸 路						
		佐 ← 神 ← 万 ← 熱 → 岩 → 神 (1里27町) (1里27町) (2里18町) (2里) (2里9町) 屋 → 守 → 場 → 田 → 塚 → 守				
本馬	上り	68	68	114	88	88
	下り	〃	〃	102	78	〃
軽尻	上り	46	46	71	57	58
	下り	〃	〃	64	50	〃
人足	上り	35	35	56	44	44
	下り	〃	〃	49	40	〃

(2) 水 路			
		熱 ← 桑 → 佐 (7里) (3里) 田 → 名 → 屋	
荷物一駄	上り	109	35
	下り	〃	31
馬口付共	上り	113	47
	下り	〃	42
人 一 人	上り	45	19
	下り	〃	17

「佐屋路宿付大概帳」(注(4)49-122頁)による。

物一駄分40貫まで)の賃銭は道法1里当たり39~41文(1km当たり約10文)であったが、熱田からの上り(岩塚か万場まで)に限って、1里当たり44~46文であり、同区間の下りよりも12~13%高くなっていた。なぜなのか、分らない。軽尻(旅人と5貫匁までの荷物か20貫までの荷物のみ)は本馬賃銭の62~68%である。人足賃(5貫匁までの荷物の運賃)は本馬の48~52%であった。佐屋から桑名までの荷物一駄の船賃は31文であり、逆方向(桑名から佐屋)よりも4文安いのは、川を下るからであろう。荷物一駄の場合、熱田から佐屋路経由の桑名までの運賃は、281文(月の前半、万場継)か275文(月の後半、岩塚継)であり、逆方向(上り、桑名から熱田)の運賃273文または269文よりわずか2、3%高いだけである。熱田から万場または岩塚までの運賃が逆方向より高く、佐屋から桑名までの運賃が逆方向より安いので、上りと下りの差が縮小されているのである。いずれにしても、佐屋路経由の運賃は熱田・桑名間の渡海のその約2.5倍であった。

佐屋路が設置された寛永11年(1634)の高札によると、万場から熱田までの賃銭は、本馬40文、軽尻25文、人足20文であった(注(5)12頁)。その2.5倍が正徳元年(1711)の御定賃銭(元賃銭)となっている。

3. 佐屋路の道筋

熱田宿の伝馬町追分から佐屋路は始まる。東海道はそこから南西に3町ほど進むと「七里の渡し」の渡海路船場に着く。佐屋路は追分から北へ道をとるが、新尾頭町で西に折れるまでのおよそ25町の道筋は美濃路と共通である。これは、現在の国道19号線であり、新尾頭町の曲り角に今日も佐屋街道道標が建っている。そこから西に曲ると佐屋路は3町ほどで尾頭橋(堀川)を渡るが、寛文4年(1664)までは尾頭橋がもっと南の古尾頭町亀屋河戸にあって、佐屋路も五女子村と牛立村の境界から二女子村へ通じていた²⁵⁾。新尾頭町は「昔より街道にて並松ありしが、寛文四年人家出来の由」である(注(20)203頁)。

熱田宿から岩塚宿までの道筋は、古渡・五女子・

二女子・長良・^{かすもり}烏森の5ヵ村を通る。この5ヵ村は熱田宿の助郷村であった。5ヵ村の街道筋1里3町ほどのうち道沿いに家並があるのは11%ほどであり、残りは並木であった。五女子村の集落は街道の南方にあり、佐屋路筋に人家はなかったが、熱田から1里、岩塚まで1里の地点に一里塚が建っていた。烏森村では街道に出町があり、「茶店又は小商ひする者もありて旅人の立場」になっていた(注(20)134頁)。尾頭橋から烏森村出町までと、そこから岩塚宿まではそれぞれ直線に近い道である。²⁶⁾この街道筋では尾頭橋(堀川、長さ17間、幅3間)と二女子村の長良橋(笈瀬川、長さ8間、幅2間)が比較的大きい橋である。ともに、「諸色は領主より相渡自普請仕来」(注(4)94頁)、「長良橋は四女子村と二女子村の支配、橋掛の時、二十六ヶ村より手伝人足出す」という(注(20)106頁)。街道の道幅は、おおむね4間半であるが、五女子村地内では5間半と広く、他方、古渡村の一部に3間のところもあった。

岩塚村のほぼ中央を東西に佐屋路が通っている。村内の街道長12町のうち宿場の町並4町9間は庄内川に近い方にあった。尾張徇行記(文政5年脱稿)によると、「駅亭故に町並あれども貧村にて茅屋のみなり。東町・中町・西町とつづけり。…此村高に準じては佃力不足し他村へ田畝を掙るなり。農業を以て専ら生産とし、細民は役人足をして生産の助とせり。街道通りには旅舎・商戸も少しあり。」村の総戸数199戸のうち高持が121戸、無高が78戸であった(注(20)142-3頁)。西町の光明寺の北側に問屋場があり、月の下15日は問屋・年寄・帳付・馬指の各一名が毎日詰めていた。宿高札場は宿の西入口北側にあった。他の3宿と同様、高札の「墨入之儀者尾州ニ而取扱来」、高札の文言も御定賃銭の掲示以外は4宿共通であった。村内の街道の幅は2間から4間である。街道の「並木之分尾州より普請有之、家並之分は宿方自普請仕来」であるのは万場と同じである。宿の西端は庄内川左岸の堤防であった。この堤の規模

は、高さ2間1尺余、馬踏(堤の上部)2間半、根敷(堤の底辺)10間半と巨大であり、「是は尾州より普請仕来」であった(注(4)49-56頁)。

対岸の万場へは船渡しである。この渡船はすべて万場宿持であった。「地方古義」(安永4年脱稿)は、「万場渡船四艘、外に御召船一艘、船頭六人、通り衆有之節は郷人足にて増水主入候由、とい場村数百十五ヶ村、とい米九石二斗一升、麦六石一斗二升、銭五貫百文、年々不同之由、大が右之通に候。武家・出家・祢宜山伏等之外、船ちん一人常水二銭・三銭、大水五銭・六銭、馬一疋に付、常水五銭・大水八銭、川巾二百間、内九十間程川通、潮入」と記している(注(11)241頁)。これより100年ほど前の「寛文村々覚書²⁷⁾」によると、「万場渡船三艘、破損之時、櫓・櫓共に、入用、公儀(筆者注・尾張藩のこと)より渡る。」万場村に「御船橋道具入置候小屋式軒、堤上に有、万場・岩塚預り」であった。また幕末の天保14年(1843)調査では、「渡船当時五艘有之、重き通行にて差支候節は、尾州役場江申立増船差出相賄来、尤仕来之賃銭取之」、「庄内川常水幅大概五拾間程」、「出水川留有之節、御証文附御状箱問屋場江留置、宿役人共一同罷出相守、川明次第早速継立いたす、川会所無之、尤川留之節は岩塚・万場両宿申合、宿継を以て道中奉行所江注進いたし来」という(注(4)65-6頁)。この庄内川が愛知郡と海東郡の境界であった。岩塚・万場両宿は半月交替であるから、後述のように、その助郷村17ヵ村は実際は共通であったが、形式上は愛知郡の4ヵ村が岩塚宿、海東郡の14ヵ村が万場宿の助郷村とされていた。

万場村域の北東部を屈曲しながら街道が横切る。道幅は2-5間であり、道筋9町のうち庄内川の堤から約6町が宿内町並である。「尾張徇行記」(注(5)9-13頁)によると、岩塚と同様、「茅屋のみにて貧村」であった。町並は東町・中町・西町・田町と続く。中町に問屋場と貞享元年(1684)に藩が建てた荷付小屋があった。問屋が本陣を兼帯している。万

場村は村高(1,039石)に比較して戸数(165戸、うち高持107戸)・人口(712人)が少なく、農業労働力不足であるので、松下・長須賀・伏屋の3ヵ村から「承佃」している。とくに、天明7年(1787)開削の新川が村域中央を縦断したため、その西岸になった耕地(村の田畑85町のうちの32町歩)の多くは耕作に不便となり、隣村の農民に小作させた。新川を渡る橋は北隣の砂子村にあったが、万場村には「渡航一艘あり、耕夫の通ひ船」を利用していた。

万場宿から神守宿までは1里27町(6.9km)であり、その間に8ヵ村(砂子・千音寺・西条・秋竹・桂・安松・下田・義原)を通る。万場から半里(岩塚から1里、熱田から3里)、佐屋まで3里の千音寺村に一里塚があったが、そこは三本木村との境で、北側の塚は三本木村地内である。街道筋に家があったのは、砂子・秋竹・桂・下田の4ヵ村である。万場村の北隣の砂子村は前述のように、佐屋路設定の当初2年ほど万場の合宿であった。「此村落は佐屋街道とほり両側に農家散在し、…新川の西堤下に旧問屋場あり、…新川橋の西岸に茶店二、三戸ありて、旅人の立場同様に」なっていた(注(5)17頁)。万場宿から1里の秋竹村も「佐屋海道通りに農家建ならび町並は海道の北片側にあり、立場にて…茶屋は七戸ほどあり。」この手前の西条村地内で佐屋路から北へ分かれて甚目寺村観音大門に通じ、さらに清須宿に至る道があった。これを柳街道とか小牧街道と俗称した。佐屋から中山道へ出る旅人がよく利用した道筋である。

万場から神守までの道幅は、熱田・岩塚間より狭く、桂村までは2間~2間半、安松村から先は1丈~2間であった。この間に17ヵ所に橋があるが、主な橋は砂子村の新川橋(長さ46間、幅3間余)と西条村の福田川橋(長さ14間、幅2間4尺)であった。とくに前者は佐屋路で最大の橋である。新川は、庄内川の放水路として天明7年(1787)に藩札奉行・水野千之右衛門らの計画で開削された。工費40万兩

の大工事であったが、沿岸の28ヵ村の水害は少なくなった。新川開削が必要とされたのは、庄内川が天井川になっていたからである。

神守宿は南神守・北神守2ヵ村である。南神守村の戸数や村高は北神守のおよそ2倍であった(第1表)。正保4年(1647)の宿駅設置以前は北神守村の集落は大木村に近接する村域北西部にあったが、南神守村の北端部を譲渡してもらい、そこに集落を移転させた。その代替地を南神守村に与えたので、村域内に南神守村の数ヵ所の飛地があった。両村の町並は連続することになり、その長さ7町51間は他の3宿より長い(第3表)。町並は上町・中町・下町に分かれ、裏通りに小路はなかった。上町の問屋場のほかに中町に問屋場と本陣、高札場、藩建設の荷付小家がある。旅籠屋12軒や「茶屋其外商屋も建ならび往還かせぎを以て生産とする者も多し。然し公卿侯伯の止宿休憩すくなき駅亭故に、利潤薄き所なり。只置郵の用を足すのみ」という(注(5)332-3頁)。宿内の道幅は4間であり、佐屋宿の4間半と同様に一定であるが、万場宿では2~5間、岩塚宿では2~4間と不規則であった。また神守宿の町並は、佐屋宿同様「尾州に普請仕来」であるが、万場・岩塚では「家並之分者自普請」であった(注(4)49-83頁)ことなどは、岩塚・万場と神守・佐屋では藩の宿駅整備に若干の差があったことを暗示する。神守「宿内往還右之方壱町程引込、尾州地方改役所壱ヶ所有之、但享和度相止由」(注(4)78頁)。これは藩が天明の改革で要所に配置した「所付代官」の一つ、神守代官のことであり、短期(9年間)で廃止され、²⁸⁾その支配区域は佐屋・清須の両代官に分属されているが、佐屋・神守の両宿は藩地方支配の中心であった。

神守宿から佐屋宿までは1里27町(6.9km)であり、その間に10ヵ村を通る。しかし、佐屋路筋に家並のあるのは、椿市・下切・中一色・津島の4ヵ村にすぎない。この他の村においては、街道が村境を通ることが多く、集落から離れていた。神守から27町(佐

屋まで1里)の津島村「追分は海道より西の方天王道へ赴く所に茶店二、三戸あり。是は明和五子年始てここに造立」された(注(5)138頁)立場であり、一里塚もあった。ここで佐屋路は南西へ折れ曲がり、日置・須賀・内佐屋の3ヵ村内の並木道を通って行く。佐屋宿手前の内佐屋村で巡見街道²⁹⁾と出合う。津島神社に参詣する旅人は上記の天王道と巡見街道を利用したが、その道法は佐屋路経由より10町ほど寄り道であった。

神守から道幅は4間であるが、内佐屋から佐屋宿にかけては4間半になっていた。神守・佐屋間の10ヵ村の街道に橋が11ヵ所(すべて長さ1間以上)にあった。重要なのは宇治村の日光川橋³⁰⁾(長さ36間、幅3間)であり、この橋の普請は尾張藩が行なうが、その手伝人足は12ヵ村(宇治・大木・蛭間・古川・牛田・越津・下切・津島・諸桑・中一色・椿市・光正寺)から出る定めであった(注(27)340頁)。

天保14年(1843)の調査(注(4)79-83頁)によると、佐屋の宿内町並は東西3町半で、他宿より短い。中町に問屋場があり、「問屋壱人・年寄壱人其外宿役人壱人づつ日々相詰相勤」めていた。本陣2軒・脇本陣2軒・旅籠屋31軒を含む宿内戸数(290戸)・人口(1,260人)は、4宿のうち最も多く(第2表参照)、他宿にはない船番所・船会所を初め、代官所、御殿、紀州藩七里飛脚小屋が置かれていた。渡船の水主が82人おり、湊には船56艘があった。佐屋村の戸数のおよそ6割が水主か旅籠屋である。宿内往還筋の6ヵ寺は「いずれも往還役無之、尤手狭に而休泊請候儀無之」であるが、他の宿の寺社のほとんどは「手狭には有之候得共、宿方差支之節は、休泊請候儀も有之」であった。佐屋宿の西端は佐屋川堤であり、そこに桑名への渡船場があった。佐屋川「平水幅七拾間程、出水之節凡式百五拾間程」であり、その堤防は「高式間半、馬踏四間程、敷拾八間程」という大規模なものであった。

4. 街道の工事と掃除

天保14年(1843)の調査(注(4)49-97頁)によると、街道の道路とその施設の維持・修理は、宿と村の自普請と藩の普請に大別されるが、前者には藩が援助するものもあった。それは、「諸色は領主と相渡」または「尾州と渡物有之」か、あるいは「尾州と世話有之、自普請仕来」であり、むしろ、純粹の自普請が多い。

藩の援助のない自普請場所は、熱田宿内およびそこから烏森村までの5ヵ村の道路、岩塚・万場両宿内の家並前の道路、砂子村字西河原の悪水抜(長2間半、横2尺5寸)と西条村字四反田の水抜(長4間、横4尺)にすぎない。

他方、「尾州と普請仕来」の場所は、神守・佐屋両宿内の道路、岩塚・万場宿内の並木部分の道路、万場宿と神守宿の間および神守宿と佐屋宿の間の道路、4宿の高札場、庄内川・日光川・佐屋川の堤防、砂子村字市場の土橋と板橋(新川)、下田村字片向の土橋と字向の石橋、宇治村の板橋(日光川)である。

「諸色は領主と相渡自普請」は熱田宿・烏森村までのすべての橋と塚に限られる。また「尾州と渡物有之、自普請仕来」も佐屋宿の橋・塚および砂子村の3ヵ所の橋だけであった。そして、上記以外の橋・塚・埋樋・悪水抜はすべて「尾州と世話有之、自普請仕来」である。

概略的にいうと、万場宿から佐屋宿までの道路と主要河川の橋・堤防が藩の普請であるのに対して、熱田宿から岩塚宿までの道路が純粹の自普請であった。その他の橋・塚などは藩から何らかの援助を受けて宿・村が自普請している。岩塚宿から東側と万場宿から西側、つまり庄内川を境にして街道の普請の取扱いに差があった。庄内川より西の街道は藩が直接に工事を行なったのである。

街道には道路や橋梁の普請を分担するほかに、道路の「掃除町場」を村々に割り当てる制度があった。これは、宿場の村や街道の通っている村ばかりでな

く、街道から離れている村々にも掃除する道路区間を特定したものである。³¹⁾天保14年(1843)の「佐屋路宿村大概帳」(注(4)49-97頁)によると、「宿内掃除之儀、其所限又は他村に入会之町場も有之、間之村々右同断、且重き通行有之節は尾州と間之村々江

掃除之儀相触来」であった。

宿場の掃除町場は宿の町並部分であるのが原則であつたらしい。万場と岩塚の町場はそれぞれの町並である(第5表)。しかし、神守宿では町並(7町51間)の9割が掃除町場であり、他方で、佐屋宿は町

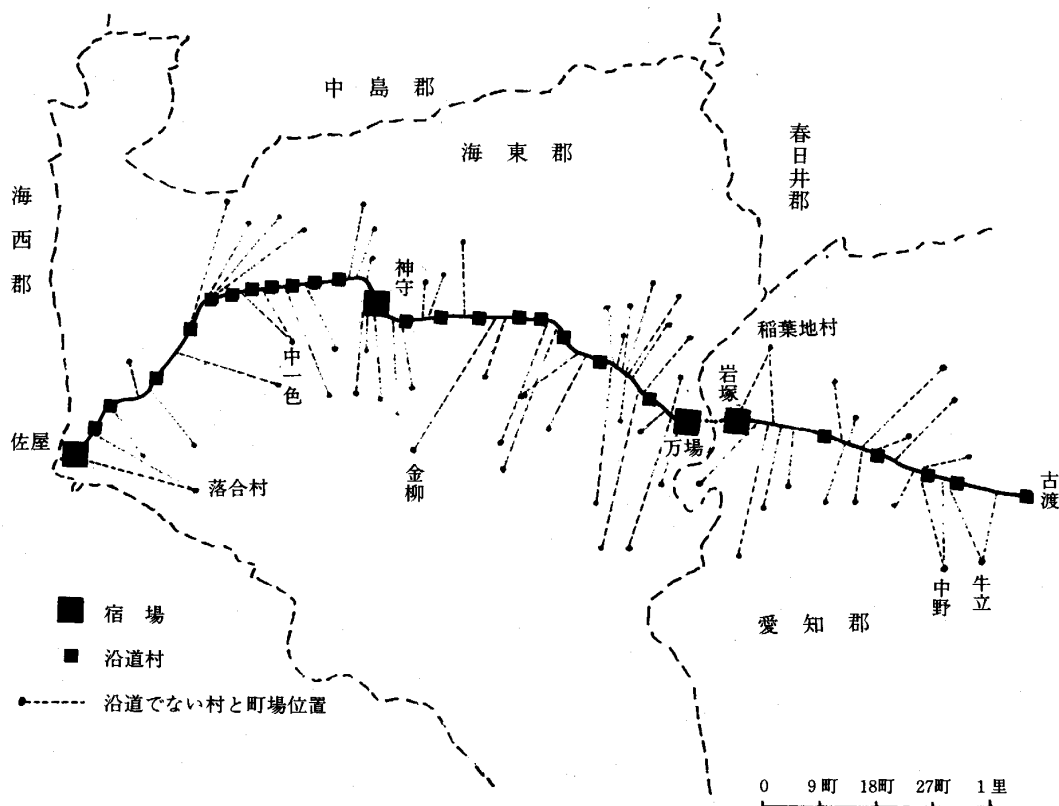
第5表 佐屋路の掃除町場

		佐屋宿	内佐屋村 ～神守宿	我原村 ～万場宿	岩塚宿	烏森村 ～古渡村	合計
宿場	町場長(間)	372	423	360	249	—	1,404
沿道の村	村数(カ村)	—	10	8	—	5	23
	町場長(間)	—	1,722	1,215	—	833	3,770
	一村当たり(〃)	—	172	152	—	167	164
沿道でない村 ⁽¹⁾	村数(カ村)	1	20	24	4	14	61
	町場長(間)	95	1,792	1,786	405	1,224	5,302
	一村当たり(〃)	95	90	74	101	87	87
合計 ⁽²⁾	村数(カ村)	2	31	33	5	19	90
	町場長(間)	467	3,937	3,361	654	2,057	10,476
	一村当たり(〃)	234	131	102	131	108	116

「佐屋路宿村大概帳(天保14年調)」(注(4)49-122頁)による。

(1) 村数の内訳の合計が63カ村になるのは、落合村と稲葉地村が2つの欄に計上されているため。

(2) 宿場を1カ村として含む。



第3図 掃除町場(天保14年)

並（3町半）の1.8倍が担当の町場であった。それでも町場は佐屋より神守宿の方が長い。

宿場以外の沿道の村は、各村域内の街道の一部分が町場として割り当てられるのが原則である。ただし、宇治村（町場183間）、椿市村（町場20間）、秋竹村（町場51間）は各村内の街道の全部を掃除している。椿市と秋竹は村内道筋が短いからであろう。沿道の23ヵ村の平均町場は164間であり、これは宿場の平均町場（351間）のおよそ半分である。最も長い掃除町場は津島村担当の950間であるが、これは津島村内の道筋の全部ではなく、残り128間が沿道でない南河田・北河田・古瀬の3ヵ村に割り当てられていた。

4宿場と沿道の村が佐屋宿と古渡村の間の佐屋路の49%を掃除したが、残り51%は街道に沿っていない61ヵ村に分担させられた（第3図参照）。一村当たり平均87間の掃除町場である。担当区間が2ヵ村に分かれている村が5ヵ村（落合・中一色・稲葉地・中野・牛立）あった。落合村は佐屋宿と須賀村に町場があり、合計156間を受け持った。また稲葉地村は岩塚宿と烏森村に担当区間があり、合わせて377間が掃除町場である。沿道でない村の町場のうちで、最も長いのは、中一色村が諸桑村と古川村で担当した396間であるが、稲葉地村の町場の長さはそれに次ぐ。最小の町場は鎌須賀村が万場宿で担当した14間である。村にとっては、町場の長さとそのまでの居村からの距離が負担の大きさを決める。町場まで18町（半里）以上ある村は17ヵ村である。最も遠いのは金柳村から桂村にある町場（48間）までの1里であった。佐屋路の掃除を分担するのは愛知郡か海東郡の村であり、次に述べる大助郷村の場合と異なり、海西郡や中島郡の村には及んでいない。

5. 助郷の村々

佐屋路の宿駅の助郷（尾張藩では寄付ともいう）は宿駅設置の当初から藩によって定められたよう

ある。「地方古義」（注(11)201-8頁）によると、尾張藩の「助郷初り之訳、古来は御領分切其宿近辺模寄之村々を寄付と定め、馬数にて極置候事相聞候。」「万場宿定寄付助村、寛永十二亥年、被仰付候。」「助郷之儀、万場・岩塚両宿にて愛知郡四ヶ村、海東郡十四ヶ村、八十八ヶ村、先年宿始之時分、御国より被仰付候。」また正保4年（1647）設置の神守宿の「助郷之儀、正保五子年、御国より一万六千六百二十二石七斗九升六合、三十一ヶ村にて此寄馬百五十九正程、通り衆之節、宿元相詰勤候。」宿駅設置の翌年に藩が助郷を決めている。第2表に示した助郷高と助郷村数は安永5年（1776）頃のものである。³²⁾寛文12年（1672）の「寛文村々覚書」（注(27)246, 333, 356頁）によると、助郷村数は万場・岩塚両宿が18ヵ村、神守宿が31ヶ村、佐屋宿が21ヵ村であった。両者に相違があるのは、神守宿と佐屋宿である。神守宿は設置当初から31ヵ村が寄付村であったが、元禄7年（1694）に幕府が助郷制の改変を行う際に、神守宿が従来の寄付31ヵ村を道中奉行に届け出たところ、川部・小家・鯉橋・丹波の4ヵ村が削除されて、それ以来27ヵ村になったのである（注(5)331頁）。佐屋宿の場合は、従来の21ヵ村から、諸桑・古川・下切・越津・宇治・鯉浦の6ヵ村が抜け、五之三村が助郷に加わって、以来16ヵ村となっている。この変更もおそらく元禄7年のことであろう。

元禄7年に幕府は五街道の宿駅に定助郷と大助郷を区別して設定し、個々の領主支配をこえて助郷高に応じて助郷村に人馬の提供を義務づけた。これは「従来、領域的に限定的に付設されていた助郷を領主のいかににかかわらず、宿近在という地理的基準によって統一的に再編成した」ものである。³³⁾尾張藩内の宿駅についても、この年に初めて道中奉行から助郷証文が渡されたのであり、美濃路の「起宿など初て他領助郷に加わる」ことになった（注(11)202頁）。ただし、尾張藩では伝馬銀を制定し、宿駅の新伝馬・定人足を設定した「天和二戌年、於御国大助と云

岩塚・万場では、「寛文六年、道中奉行高木伊勢守へ書上げしは、海東郡十四ヶ村は万場宿助郷、愛知郡四ヶ村は岩塚村助郷と別々に書上げ」て以来、形式上は助郷村が分けられている（第2表）が、両宿は半月交替制であったから、実際には助郷村は共通である（注27）246頁）。両宿の助郷村は宿村の北方

これらの助郷のほかに、万場の渡しの船役に出る村があった。前田村と福田新田には、それぞれ庄内

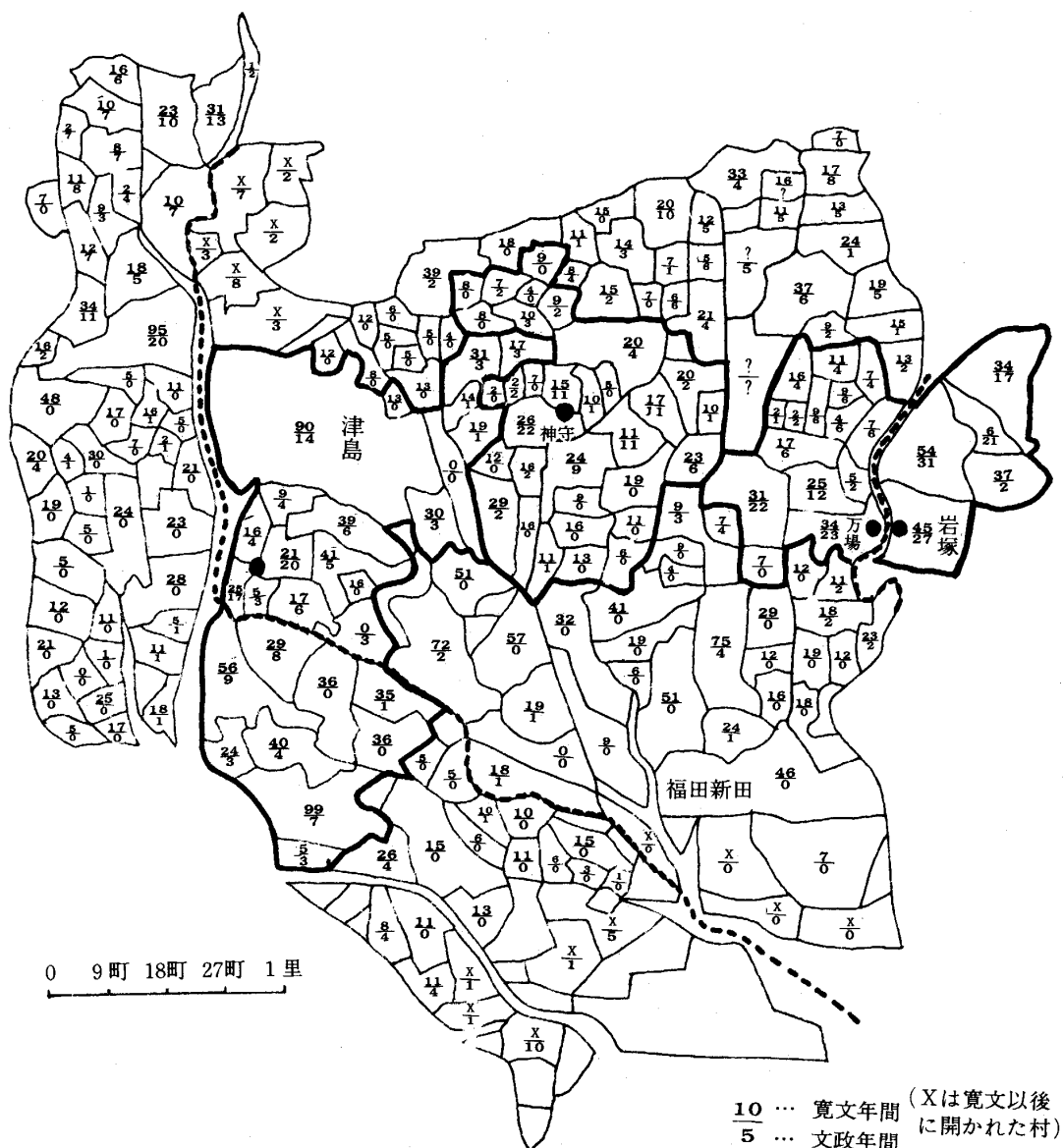
神守宿の定助郷31ヵ村
の助郷高は16,623石であ
り、1ヵ村平均536石で
ある。これは、岩塚・万
場面宿の愛知郡4ヵ村の
平均(1,357石)にはと
ても及ばないが、海東郡



14ヵ村のそれをちょうど100石上回っていた。神守宿の北西から西にかけては佐屋宿の助郷圏がせまっているので、神守宿の助郷村は北・東・南と半円状に分布し、東側では岩塚・万場両宿の助郷圏に接していた。神守の大助郷35ヵ村は宿の北西から北にかけてと宿場の南方に分布する。宿からの距離の最大は1里半ほどであった。神守の場合も、大助郷村のうち神守専属は12ヵ村だけであり、他の村は岩塚・万場両宿や佐屋宿、清須宿の大助郷村でもあった。大助郷の村々は宿の北方と南方に連続して分布している。

佐屋宿の助郷は21ヵ村であるが、海東郡のみなら

ず、海西郡の市江輪中（9ヵ村）に及んでいた。佐屋から最遠は蛭間村（神守宿の北西）で、宿から約1里半の距離である。大助郷32ヵ村のうち佐屋の専属は海西郡の早尾輪中の7ヵ村だけで、残りのほとんどは神守宿の大助郷と重なっている。飛地的な分布がみられた。そのうち神守宿の北東にある花正村は佐屋宿まで2里も距離があった。前述のように、佐屋宿の助郷は元禄7年（1694）以降は16ヵ村に減少したが、「尾張御行記」（文政5年脱稿、注(5)358頁）によると、佐屋宿「加助郷高三万三百九十七石、六十ヶ村は御国より被仰付、往昔より御用をつとむ」



第5図 村別飼馬数（寛文年間・文政年間）

とあり、大助郷圏は著しく拡大されたようである。ただし、幕府は享保10年(1725)に五街道の定助郷と大助郷の名称を廃止している。

さて、佐屋路の4宿では、文化8年(1811)以降、助郷が「加入馬請負」制になっている。すなわち、「加入馬の事は諸大名衆大通りに付、御定人馬にて不足のときは、寄付村々へ加入馬を多く触当て、人足一人賃銀六分、馬一匹に付駄賃一匁二分づつ渡ししが、享和元酉年より十ヶ年概を以て二割減じ、宿へ請負に申付、年々増減なく下さる筈」になった(注20)140頁)。これにより、

岩塚宿 — 64両1分 銀7匁5分

万場宿 — 62両1分 銀7匁5分

神守宿 — 121両1分

佐屋宿 — 60両3分

4宿合計金308両3分(享和元年から10年間の平均385両3分3朱の8割)で加入馬をひきうけることになったのである。この請負金額から逆算すると、享和元年(1801)から10ヵ年平均の年間の加入馬は、馬役(人足2人を馬1匹に換算)で表わすと、岩塚宿・4,028匹、万場宿・3,901匹、神守宿・7,579匹、佐屋・4,558匹、4宿合計・20,066匹であったことになる。1日当たり馬55匹であった。ちなみに、佐屋路と同様に加入馬請負となった東海道の鳴海宿のそれは15,614匹(1日平均43匹)であり、神守宿の約2倍の加入馬が使われていた。

助郷が請負制になった理由の一つとして、佐屋路の周辺地域における飼馬の数が江戸前期に比較して減ったことがあげられるだろう。第5図は、寛文年間と文政年間の各村ごとの飼馬数を示したものである。

——前編終り——

後編(佐屋宿関係)は次号に掲載の予定

(注)

- 1) 幕政の当初からこのような区別が判然とあったわけではない。幕府に道中奉行が設けられたのは万治2年(1659)である。また例幣使街道と東海

道本坂通りが道中奉行支配になったのは明和元年(1764)であった。

- 2) 拙稿「尾張春日井郡の藩政村の構成(後編)」金城学院大学論集、96号(昭和57年3月)21-30頁参照。
- 3) 村中治彦編『下街道』春日井市教育委員会(昭和51年)19-21頁。
- 4) 『佐屋町史・史料編(一)』佐屋町役場(昭和51年)293-4頁。
- 5) 樋口好古「尾張徇行記(四)」名古屋市教育委員会編・発行『名古屋叢書続編・7』昭和43年、131-2頁。尾張徇行記は、尾張藩大代官であった樋口好古が寛政4年(1792)に稿を起し、文政5年(1822)に完成させた尾張一国の地誌である。
- 6) これは、尾張藩の成立以前に寄進されていた、いわゆる朱印寺社領であり、藩の「領高外」である。藩主が黒印状をもって領知した「領高内」の寺社領とは違う。林董一『尾張藩公法史の研究』日本学術振興会(昭和37年)112-34頁参照。
- 7) 落合・東保は現・佐屋町、山地(路)は立田村、萩原は一宮市萩原町。
- 8) これは、「^{たとえ}仮令ば何宿と云名目ある処にても、人家少く百匹百人又は五拾五拾人の宿人馬を差出し難き所は、宿場つづきの村方を加宿と極め、一箇村にても二箇村にても駅場等を加へ置き、二箇村・三箇村の高を以て一箇宿の役を勤む。…此加宿村にては助郷が勤めず…」大石久敬『地方凡例録・下巻』近藤出版社(昭和44年)52頁。
- 9) 『佐屋町史・史料編(二)』佐屋町役場(昭和55年)554-61頁。六条新田は現・十四山村内。
- 10) 前注(5)12頁。万場・砂子両村への伝馬役証状の発令者は尾張藩奉行であり、日付は寛永11年3月21日である。これは、佐屋路が将軍の上洛(同年6月20日~8月20日)に備えて尾張藩の設定した街道であることを示すものである。
- 11) 重松篤太夫「地方古義」名古屋市教育委員会編・発行『名古屋叢書続編・3』昭和41年、208頁。「地方古義」は安永4年(1775)の編修。
- 12) 『小牧市史』小牧市役所(昭和52年)169頁。
- 13) 樋口好古「尾張徇行記(二)」名古屋市教育委員会編・発行『名古屋叢書続編・5』昭和41年、580頁。御殿は寛文5年(1665)同郡新居村へ移築される。
- 14) 樋口好古「尾張徇行記(五)」名古屋市教育委員会編・発行『名古屋叢書続編・8』昭和44年、123頁。
- 15) 六条元新田は確かに佐屋船役人に与えられたが、佐屋附六条新田は入札によって9人の者(佐屋村

の孫兵衛、十右衛門、勘七、門三郎、五左衛門、権右衛門、新助、東条村の権兵衛、犬井村の久之丞)に分配されたい。完成の慶安元年(1648)から検地の同3年まで、「反ニ壺石式斗落札被仰付候処、大分未進ニ罷成、上納不仕候故、…札立之者共、不殘追放ニも可被行之處、…右之外ニ佐屋ニ望申者も無之…左候はば、右入札主之者共江又々申付、御咎之儀御赦免…此節犬井村久之丞儀は牢人之由申立ニ而、前方ニ逃申候」という(注(4)17頁)。

宿場助成のための新田は熱田宿にもあった。船方新田(7町5反)、古伝馬新田(20町歩)、新伝馬新田(25町歩)である。樋口好古「尾張徇行記(一)」名古屋市教育委員会編・発行『名古屋叢書続編・4』昭和44年、188、269-70頁。『愛知県史・第2巻』昭和13年、524頁。

- 16) 須賀村には高145石の名古屋・法華寺領(朱印寺領)があったが、須賀村が佐屋の加宿になったため、藩は法華寺領を海東郡二ツ寺村に換地している(承応4年)(注(5)238-9頁)。これは、藩が宿場村を一円蔵入地にする方針をとっていたことを暗示する。第1表の佐屋路8ヵ村はすべて一円蔵入である。
- 17) 徳川義親『尾張藩石高考』徳川林政史研究所(昭和34年)102-3頁。村によっては元高より概高が少なくなった場合もあるが、尾張藩全体では、元高61万石から概高78万石に増加した。その際、藩士知行地も全面的に割り替え、元高と同じ高を概高で給知したから、藩の蔵入高は従来より16万9千石増加した(注(11)308頁)。なお、寺社領には「四ッ概し」は実施されなかった。
- 18) 伝馬銀の由来は、「尾州伝馬役は、往古、宿々寄附村々より計り勤め来りしが、漸々人馬多く入増、難義たるにより、御手当之事を達而願ければ、…村々の相談にて、往還の御用を勤めし馬持どもえ壺度に米五升づつ年貢に立る筈に致けるが、是にて、一旦問屋場より触次第無滞馬は出し候。然ども左にては年中之入用莫大之事故、再談之上、馬壺正に米式石づつに致ければ、其砌は馬も寄けれども、宿へ度々出せし者も度数少き者も同前に付、又々寄り方悪敷、…差支しにより達て願しにより、御國中概に伝馬銀申付…天和二戌年大道寺玄蕃頭殿被仰渡候。伝馬銀百石に七拾匁づつ取立し由来は、尾州惣宿年中之人馬入用…大法積五千式百石余有之、其積にては七千八百両余と見えしにより、五拾匁より七拾匁迄之内に被仰可哉と伺ひければ、

- 尾州宿々の事は各別の訳もあり、御救等諸事多くは御国より被仰付事なれば、諸往来急変備之為、金銀余計あらば、末々不虞備にも成べしとて七拾匁づつ取立、宿役不差支様可取計旨にて、如此極るなり。」樋口好古「税賦参定指南」名古屋市教育委員会編・発行『名古屋叢書・10』昭和37年、369-70頁。なお、尾張藩の伝馬銀については、大山敷太郎『近世交通経済史論』国際交通文化協会(昭和16年)柏書房(昭和52年復刻)331-52頁参照。
- 19) 『愛知県史・第2巻』愛知県(昭和13年)276頁。「初め伝馬銀の取立は代官の所管であったが、享保三年国奉行の所管となり、剰余金は一割乃至五分の利を附して在々に貸付けることとなり、十一年伝馬銀は全部藩の収入とし、宿駅の費用は別に御納戸より支弁することとなった」(同上同頁)。
 - 20) 樋口好古「尾張徇行記(一)」名古屋市教育委員会編・発行『名古屋叢書続編・4』(昭和39年、432頁)によると、鳴海宿では慶長13年(1608)の検地の時、伝馬36匹分(一匹につき40坪)の屋敷地4反8畝、さらに寛永15年(1638)伝馬64匹分(同100坪)の屋敷地2町1反3畝10歩が地子免除された。
 - 21) 樋口好古「尾張徇行記(二)」名古屋市教育委員会編・発行『名古屋叢書続編・5』(昭和41年、321頁)によると、小牧宿の居屋敷4町6反6畝15歩は寛永11年(1634)の検地の際に地子免除となった。
 - 22) しかし、その後も「宿困究宿馬過半不足になるにより、郡奉行所へ願よって新馬差加へ、宿馬都合し、重て公義より尋あらば御定人馬の通り答ふべしと也」(注(5)330頁)。実態は従来通りであった。幕府定めは、宿建人馬数50人・50匹(佐屋宿は片道ゆえ25人・25匹)、うち傭人馬数15人・10匹(佐屋は7人・5匹)である(注(4)49-79頁)。
 - 23) 前注(11)246-7頁。「堤銀之儀、往古より春秋堤・定井・井堰、其外普請所有之節、其所近辺元高役に人足割符申付候処、普請所多近村は難儀に付…御蔵入・給知共、概に懸り候積に御吟味相済」、「高百石人足二人宛、日数は一人五十日宛…一人銀五分づつ、正保二酉年より元高百石五十匁、概高百石四十匁、寛文八申年より人足一人銀一匁之積に成、元高百石に百匁、此人足百人…概高百石八十匁、此人足八十人」
 - 24) 佐屋宿の旅籠屋軒数・宿内総戸数は、東海道の藤川宿・知鯉鮒宿などのそれに近い。
 - 25) 樋口好古「名古屋府城志」名古屋市教育委員会編・発行『名古屋叢書・第9巻』昭和38年、139頁。
 - 26) このうち尾頭橋から長良村までの街道には、大

- 正2年(1913)に下之一色電車軌道が通った。昭和12年(1937)名古屋市に合併、この路線も市電に買収された。昭和44年(1969)廃止。
- 27) 尾張藩編「寛文村々覚書(中)」名古屋市教育委員会編・発行『名古屋叢書続編・2』(昭和40年) 246頁。寛文12年(1672)に編集された藩撰地誌。
- 28) 林董一『尾張藩公法史の研究』日本学術振興会(昭和37年) 336頁。
- 29) 江戸期に幕府巡見使が通った道を一般に言うが、ここでは中島郡一之宮村から佐屋に至る道を指す。
- 30) 長崎出島のオランダ商館の医官ジーボルトは^か比丹に従って、文政9年(1826)3月28日(旧暦2月20日)に佐屋に泊まり、翌日の午前中に佐屋路を下った際、次のように記している。「われわれは手入れのゆきとどいた橋を渡り、日光川(Nikogawa)をこえて進んだ。この川はふたつの堤防の間の、稲田より高い所にある川床を流れている。…私にオランダの運河を思い起こさせた。一般にこの地方は、運河が縦横に通じるオランダの平坦な地方と共通な点が多い。…経度測定の間を得るため、一行より数マイルの距離を先行した。われわれは宮(Mia)から三里九町離れた園津村(Sonotsu)の近くにある一里塚の傍で好機会に恵まれて観測を行なった。それから舟で砂子川(Sanogogawa)を渡ったが、その幅広い川床にはほうほうに砂の州があつて数千のノガモが集まっていた。聞くところによると、藩主の命令でここに保護されているという。…十二時数分前に指示されていた宮の宿舎に着き、ただちに太陽高度の測定を行なった。」
ジーボルト著・斎藤信訳『江戸参府紀行』東洋文庫(平凡社) 87(昭和46年9版) 168-9頁。文中の「園津村」は実在しない。熱田からの距離と一里塚の存在から推して、千音寺村であろう。
- 31) 大山敷太郎『近世交通経済史論』国際交通文化協会(昭和16年)・柏書房(昭和52年復刻) 20頁参照。
- 32) 4宿の助郷高合計(39,847石)は、宿高の合計(6,437石)のおよそ6倍である。ちなみに、東海道鳴海宿では宿高(3,645石)の4.4倍であった。
- 33) 平川新「助郷制度の確立過程」児玉幸多先生古稀記念会編『日本近世交通史研究』吉川弘文館(昭和54年) 60頁。